

## 【委員会記録—令和4年4月6日—20220406—06—議員定数等検討委員会】

開催日 令和4年4月6日（水）  
開催場所 議会中会議室  
開催時間 14時00分～14時42分  
出席議員 11人のうち11人出席  
桐生委員長、斉藤副委員長  
藤代、山本、芥川、栄居、米村、藤井、相原、大山、近藤の各委員

### 1 開会

### 2 議事

次の議題について協議した。

議員の定数、選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する協議について

#### （桐生委員長）

ただ今から、議員定数等検討委員会を開会いたします。

本日は、「選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数」について、各会派の御意見をお伺いします。

前回の当委員会では、「選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数」につきまして、それぞれ会派にお持ち帰りいただき、御協議いただいた上で、次回委員会で御意見をお伺いすることといたしました。

それでは、選挙区につきましては、強制合区対象選挙区の合区先や合区先をお選びいただいた理由、その他選挙区の設定などにつきまして、各会派の御意見を順次御発言願います。

#### （藤代委員）

自民党から発言させていただきます。

はじめに、自民党として三浦市選挙区については、特例選挙区として設置する案を提示したいと考えております。

先般の国勢調査による人口の確定値は、42,069人。この人口から算出される配当基数は0.4781となり、選挙区の人口が議員一人当たりの人口の半数をわずかに下回る状況であります。

これまで、三浦市は農業・漁業の一次産業を中心に発展してきたまちであり、一次産業の就業者割合も県内トップであります。人口減少が進み、地域経済の活性化・人口減少対策などは喫緊の課題ととらえております。県営三崎漁港は全国に13か所しかない「特定第三種漁港」であり、全国を代表する漁港であります。管理者は神奈川県水産課・東部漁港事務所で、地域産業活性化、地方創生に対する広域自治体の支援という観点から見れば、三崎漁港の更なる発展は本県としても大きな役割を果たさなければならぬと考えております。また、農業分野でも品種によっては、全国的にも生産量は上位にあります。

現在、三浦市においては、水産物加工工場等の開発が進む一方で、マンション開発、三浦海岸駅周辺の開発、さらには城ヶ島、油壺のリゾート開発が決定するなど人口増が

期待されるところであります。

このような観点から三浦市に対する広域自治体としての支援と連携は、今後の三浦市の行方を左右するものであり、小規模自治体の意思を県政に反映するということから地域代表を確保するために、特例選挙区として設置する案を提示したいと考えております。

次に、厚木市選挙区と愛川町・清川村選挙区を合区することの案を提示させていただきます。

国勢調査による人口の確定値は42,907人。この人口から算出される配当基数は0.4877となり、選挙区の人口が議員一人当たりの人口の半数を、三浦市と同様で、わずかに下回る状況であります。

愛川町・清川村選挙区は宮ヶ瀬ダムを中心に多くの観光客を迎え入れております。一方、神奈川県の水源地域として県民の生活に大きな役割を果たしていただいております。宮ヶ瀬ダムの建設は、多くの住民が選挙区外へ移転し人口が減少した経緯があります。本県の水源地域としての役割は相当なものであり、県との関係が希薄化することは本県全体の問題としてとらえなければなりません。

三浦市と同様、特例選挙区として設置したい考えがありますがけれども、昭和54年の4月の選挙から設置され、公職選挙法第271条の適用外となります。

現在、ダム建設当時の人口から見れば、人口は増加したものの、近年は減少傾向にあり、配当基数が0.5を下回ることから、選挙区については合区を避けられない状況であります。

その中で、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大によって減少した観光客を迎え入れることは地域の活性化に直接つながるものであり、観光客受入れの交通網や所管する行政機関の関係などから考慮すると、厚木市選挙区との合区が適当であると考えております。

次に、足柄下選挙区の合区について、提案をさせていただきます。

国勢調査による人口の確定値は41,441人であり、この人口から算出される配当基数は0.4710となり、選挙区の人口が議員一人当たりの人口の半数を三浦市選挙区、愛川町・清川村選挙区同様でわずかに下回る状況であります。

足柄下郡は、箱根町、真鶴町、湯河原町で構成され、年間2,500万人の観光客を迎え入れる本県を代表する観光地であり、国際的観光地であります。

現在、新型コロナウイルス感染症の拡大により、全国の観光産業が多大な損害を受ける状況であります。

足柄下郡の地域経済の根幹をなす観光産業も同様な状況であり、今後は広域自治体との連携を深化させ、また周辺自治体との新たな交流を創成し、地域経済の活性化及び雇用創出のために観光産業の再生に取り組むことが重要であると考えています。

その取組が本県経済に直接影響し、本県全体の魅力を全国に発信することができることはもちろん、国際的観光地であることから、全世界に魅力を発信することもできます。

そのような観点から見て、地域代表の確保は重要であると考えております。

今後も人口減少が進むことが想定される中で、県西部2市8町の地域代表は人口割で考えれば、今後減員することが考えられます。

現在、県西部2市8町を構成する、小田原市の人口は約18万9千人、南足柄市は約4万1千人、足柄上郡は約6万5千人、足柄下郡は約4万1千人であります。

その中で、南足柄市と足柄上郡は前回選挙で強制合区となりました。

平成27年の国勢調査人口と令和2年の国勢調査の人口確定値で比較をいたしますと、

人口増減数を見たときに、南足柄市が約2,500人の減、足柄下郡が約2,700人の減、足柄上郡が約300人、小田原市が5,200人の減となっております。

前回、南足柄市と足柄上選挙区が合区となりましたが、南足柄市の人口規模と足柄下郡の人口規模が同規模であり、人口減も同規模であります。

県西部の人口減少問題は、本県としても喫緊の課題にとらえ、小規模自治体の存続は広域自治体としての責務でもあります。

先ほども申し上げましたが、地域代表である県議会議員が人口割のみで減員、今後もその可能性が県西部はあることから、民意反映のためにも地域代表が今後も適切に配置されることが求められると考えております。

そこで、人口が同規模であり、南足柄市と足柄下選挙区を合区することが望ましいと考えております。

令和3年に開通した箱根と南足柄を結ぶ「はこね金太郎ライン」は観光客の利用として期待されており、医療、災害対策、通勤、渋滞回避といった利用も期待されております。

そのような観点から見て、政策的にも今後更なる新たな取組と連携が必要であると考えています。

そして、県西部2市8町の地域代表の確保は、本県全体の発展と小規模自治体の切り捨てにならないようにするためにも、重要であると考えております。

そこで、現在の南足柄市・足柄上選挙区を分区し、足柄上5町を単独選挙区として設置し、南足柄市と足柄下選挙区を合区することを提案させていただきます。

以上です。

#### **(桐生委員長)**

続きまして、立民さん、お願いします。

#### **(米村委員)**

強制合区対象の3つの選挙区、愛川町・清川村選挙区、足柄下選挙区、三浦市選挙区について、順次申し述べさせていただきます。

国勢調査等の結果や、また、配当基数に関しては、先行会派から発言がありましたので、割愛させていただきます。

まず、愛川町・清川村選挙区についてでございます。愛川町及び清川村は県中央北部及び北西部に位置しており、4つの自治体、また、5つの選挙区に接しているという状況でございます。その中で、合区という観点から考えますと、交通網や所管する主な県出先機関の設置状況、事務の主な共同処理の状況等を勘案し、厚木市選挙区と合区することが適当と考えております。

足柄下選挙区について申し上げます。足柄下郡についてですが、県西部、小田原市、南足柄市、足柄上、足柄下の2市8町は、今回の国勢調査の結果を見ても、人口の減少が著しい地域であります。そして広大な面積や地域の持つ特性から、県とのつながりが特に重要な地域とも言え、柔軟性をもって、2市8町で地域代表を幅広く確保することが重要と考えております。そのような観点から、こちらの選挙区に関しては、過日、他会派から提案があった現行の南足柄市・足柄上選挙区を分区し、南足柄市と足柄下郡で合区することが適当であると考えております。

三浦市選挙区についてでございます。三浦市は三浦半島の先端に位置しており、水産業をはじめ、特有の半島文化の歴史があり、県内でも特色のあるエリアの一つであると

認識しておりますが、一方で、人口減少が著しい地域でもあります。三浦市は隣接する自治体が横須賀市のみであり、その横須賀市も前回の国勢調査から約18,500人減っており、ともに人口減少が進んでいるところでございます。そのような状況を勘案しますと、三浦市選挙区は、横須賀市選挙区と合区をすることが適当であると考えております。

以上です。

**(桐生委員長)**

続きまして、公明さん。

**(藤井委員)**

公明党から、端的に申し述べます。

はじめに、三浦市選挙区に関しましては、今回は公職選挙法の第271条に則りまして、特例選挙区としてはどうかと思います。先ほど自民党さんからも様々述べておられましたけれども、その中でまた専門学校の開校予定なども私ども聞いておりまして、少し今後人口増の要素もあるということもありますので、今回に関しましては、三浦市選挙区を特例選挙区としてはどうかというふうに考えます。

それから、愛川町・清川村選挙区に関しましては、隣接する選挙区と合区しなければならないということを前提にしますと、以前も厚木市と合区となっておりますので、その考えからいきますと、また先程来、先行会派がおっしゃったように、厚木市選挙区と合区するのが適当だというふうに思います。

それから、最後に足柄下郡に関しましては、現在の南足柄市・足柄上選挙区を分けて、それからその後、足柄下選挙区と南足柄市を合区にするという形にしていきたいというふうに思います。神奈川県におきましては3政令市の問題もあるのですが、特にこの県西地域、小規模自治体の意見をしっかりと吸い上げることが神奈川県にとっても非常に重要だと思いますし、そういった議員が必要だろうというふうに思います。それから、そのためには県西地域の議員数をなるべく減らさないような方法をしっかりとっていくのが必要であるかなというふうに思います。また、足柄下郡の多くの観光客を新たな神奈川県内の交流を生むために、更に南足柄市へというふうな形で観光客も伸びていく、そういった期待もありますので、是非今回に関しましては、足柄下選挙区は南足柄市と合区にするという意見で進めてみていただきたいと思います。

以上です。

**(桐生委員長)**

続きまして、県政会さん。

**(相原委員)**

それでは、県政会としての意見を申し述べたいと思います。

まず、原則的なことをあえて申し上げますけど、私どもの会派としては今回の定数の議論については、あくまでも来年4月に執り行います、神奈川県議会議員選挙一般選挙の定数に当たっての考え方であるということでございます。つまり、その4年後にも当然、神奈川県議会議員選挙があるわけですが、それに当たっての定数は、そのときの県民の皆様の意見を踏まえ、社会情勢を踏まえまして、そのときの議員さんがしっかりと考えていただきたいと思っております。でありますので、今回の意見を、更にその4年後も拘束することなく、そのときの議員さんが自由な発想で県民の皆さんのために議員

定数を考えていただければというふうに強く考えるところでございます。

その上で具体的に申し上げていきたいと思っております。既に本委員会において105という定数が合意をされているところでございます。105という定数が決定されますと、法律の規定によって、神奈川県議会の3つの選挙区が強制合区の対象となるわけでございます。三浦市、足柄下、そして愛川町・清川村の3つでございます。この3つについては、理屈から言えば、それぞれの選挙区は2つ、3つ程度の選択肢が考えられます。どのようにするかの選択肢が考えられます。それら選択肢は当然法令には合致していますので、相対的な差はあると思っておりますが、絶対的にどれが正しい、どれが間違っているというものではないかと考えております。相対的な選択肢がある中で、相対的に考えたときに、私ども県政会としては、常に神奈川県民全体の奉仕者として、日々それぞれの地域で活動している議員の方々の意向は最大限尊重したい、そんな思いでおります。

そこで具体的に申し上げます、まず愛川町・清川村、この地域のこの選挙区については、厚木市と合区をすることが適切だと考えます。

次に、足柄下選挙区につきましては、現在の南足柄市・足柄上選挙区を分けまして、足柄下の湯河原町、箱根町、真鶴町と南足柄市によって1市3町で1つの選挙区を構成するのが妥当かと考えます。

そして三浦市については、法律の規定による特例選挙区を活用しまして、引き続き、三浦市として選挙区を残していきたいと思っております。

いずれにせよ、神奈川県民全体の奉仕者であるそれぞれの議員さんが、各地域で活動している中での意向は十二分に尊重したいなど、そんな思いであります。

以上、簡単ですが、県政会としての意見は述べさせていただきます。

#### **(桐生委員長)**

次は、共産党さん。

#### **(大山委員)**

共産党県議団として意見を述べます。

1点目は三浦市選挙区についてです。

私たちは三浦市選挙区については、横須賀市選挙区との強制合区にすべきと考えます。理由を3点述べます。

1点目は一票の較差解消の観点です。2020年国勢調査確定値によると9,237,333人を105人で除した議員一人当たりの人口が87,974.6人、これに対して三浦市の人口は42,069人、定数1で議員一人当たり人口の2分の1を割込んでいます。

議員一人当たりの人口が一番多い座間市の132,325人と比べると一票の較差では3倍を超えることとなります。衆議院選挙の一票の較差を巡っては、最大較差が2倍を超えた2010年までの3回の選挙について最高裁はいずれも違憲状態だという判断を示しています。違憲状態は解消されるべきと考えます。

2点目は公選法の据置き期間の解釈の問題です。

公選法では、強制合区対象の人口になったとしても、当分の間は当該区域をもって一選挙区を設けることができるとされていますが、国の調査から三浦市の人口予測を見ると、2025年は38,227人とされており、較差は拡大する一方です。

行政の努力で人口減に歯止めがかかったとしても、一票の較差を改善する方向は期待できません。弾力的な運用を可能にする当分の間という規定はあるものの、その運用はやはり、一票の較差是正を念頭に置くべきと考えます。よって現段階では合区やむなし

と考えます。

3点目は公正性の観点です。

三浦市長による神奈川県議会議員選挙区の合区の検討に関する要望書には、地域的まとまりを尊重し、その意向を都道府県政に反映させることが、長期的展望に立った均衡の取れた行政施策を行うために必要との論旨ですが、この論に立てば、過去に合区を余儀なくされた地域の意向は県政に反映されてこなかったのかが問われることとなります。現状、本県議会議員によって選出区の広範なニーズを捉え、県政につなぐ努力がされていると考えますし、限られた議席を負託された議員にはその役割と責務が厳しく問われると考えます。三浦市長の御懸念は理解するところではありますが、従来合区を行われてきた地域と比べ、三浦市のみがその特例であり続ける合理的な事情は見当たらず、合区されてきた選挙区との公平性を考えても、やはり一票の較差解消を志向すべきと考えます。

次に、足柄下選挙区についてです。自民党さんから南足柄市・足柄上選挙区を分区し、足柄上を単独選挙区として設置し、足柄下選挙区と南足柄市を合区するという案が出されたところです。我が会派としては次に述べるような理由をもって、足柄下選挙区は小田原市選挙区と合区し、南足柄市・足柄上選挙区は現状どおりとすることが妥当と考えます。理由を述べます。

1つ目は歴史的背景です。昭和47年、1972年、南足柄市は元々足柄上郡に属しており、市制施行に当たって、足柄上郡から離脱した経緯があります。

2つ目は行政機関に着目しました。小田原保健福祉事務所足柄上センターは、南足柄市及び足柄上郡に住む県民を対象にし、足柄上地域首長懇談会は南足柄市と足柄上郡5町で構成され、西湘地域首長懇談会は小田原市と足柄下郡で構成されています。

3つ目は過去の本議員定数等検討委員会の検討経緯を尊重する点です。そもそも前回2018年2月23日の議員定数等検討委員会において、南足柄市選挙区を隣接するどの選挙区と合区させるべきかについて検討される中で、自民党さんから、南足柄市はかつて足柄上郡の一部であったという経緯、また地勢的に見ても交通の面でも地域住民の皆様の生活面、小田原市との合併協議が破談したという事情など総合的に勘案した結果、南足柄市選挙区の合区先は足柄上選挙区が妥当であろうとの結論に至ったとの御発言があり、これには十分妥当性がありましたので、我が会派としてもその案に賛成したという経緯があります。これら歴史的経緯、行政機構、検討委員会での審査結果などから考えた結果、南足柄市・足柄上選挙区は現状どおり残し、小田原市選挙区と足柄下選挙区を合区することが適当だと考えます。

さらに、4つ目は当該地域からの声を尊重する観点です。3月に足柄上郡5町の首長が本県議会議長に対し提出された要望書では、足柄下郡と南足柄市の合区を検討する議論があると聞き及んでいるとした上で、その合区は合理性も納得性も全く感じないとし、5町の町民とともに断固反対と表明、その理由として次の4点を挙げていらっしゃいます。1に行政区域や生活圏の一体性が最も重要、2に足柄上郡5町と南足柄市は歴史的にも行政的にも住民の一体感が強固にある、3には町民や有権者一人一人が腑に落ちるものでなければ民主主義の根底が崩れる、4つには足柄上郡5町と南足柄市は強制合区となったばかりだが、この合区が極めて自然、また、南足柄市も2月に当議員定数等検討委員会委員長、3月には本県議会議長にそれぞれ面会し、足柄下郡との合区反対とする要望書を手渡しています。報道では、南足柄市長は足柄下郡との合区の議論は寝耳に水で断固反対と述べておられます。合区を巡っては、南足柄市議会も議長に議員全員の連名で歴史や実態を考慮することなどを求める要望書をすでに提出されておられ、前回

の神奈川県議会議員の一般選挙において合区された選挙区については、選挙区再編の対象としないこととの求めが記されています。これら地域住民の思いを議会としてしっかりと受け止め、南足柄市・足柄上選挙区は現状どおり残すべきと考えます。

一方、小田原市選挙区と足柄下選挙区の合区に関し、行政面での所管を見ると小田原警察、小田原土木センターともに所管域は小田原市と足柄下郡、商工会議所も小田原・箱根区域が所管で、行政圏、生活圏の一体性が高いと考えられます。

2022年の知事告示による人口で考えると、合区後の議員一人当たりの人口が、小田原市選挙区と足柄下選挙区の合区となれば230,297人、定数3で議員一人当たり人口は76,765人、現状の小田原市選挙区だけで定数2だと、188,856人を2で除して議員一人当たり94,428人で、どちらも較差解消という意味では大差ない結果になります。一方、南足柄市・足柄上選挙区を現状どおり残せば人口106,196人で定数1なので、議員一人当たり人口は106,196人となります。自民党さんの案の南足柄市・足柄下選挙区となると82,282人、足柄上選挙区はわずか65,355人ということになります。較差是正の観点からも足柄下選挙区は小田原市選挙区と合区し、南足柄市・足柄上選挙区は現行どおりが妥当と考えます。

次に、愛川町・清川村選挙区についてです。愛川町・清川村選挙区は厚木市との合区が適当であると考えます。地理的には、両自治体に接する選挙区は相模原市緑区と厚木市だけですが、歴史的には厚木市と愛川町・清川村から成る愛甲郡は同じ選挙区であったこと、厚木市と愛甲郡間はバスの直行便や道路など交通利便性があり、2015年国勢調査からは、愛甲郡から通勤通学する住民は、合区選挙区の中では、厚木市へ通う人が一番多いこと、行政機能も多く、県出先機関が厚木市と愛甲郡は同じ所管であること、厚木市と合区することによって議員一人当たりの人口が88,870人となり、平均値に近いということなど諸要素を勘案し判断しました。

最後に、足柄下選挙区に関しても、箱根町長、湯河原町長、そして小田原市長から本県議会に要望書が寄せられています。こちらの要望書も、地域課題をくまなく的確に吸い上げ、均衡ある地域振興を図るために公職選挙法第15条強制合区の運用を慎重に、という趣旨です。また、愛川町、清川村の議会議長からも本県議会あてに要望書が寄せられ、郡部の声が届きにくくなる懸念が示されています。心情的にはそれらの不安は理解できますが、憲法が要求する投票価値の平等と公職選挙法の規定を順守し、一票の較差を是正することは本議員定数等検討委員会として基本に据えなければならないと考えます。強制合区はやむなしと考えます。

それゆえ、どの選挙区から選出されたとしても、先行会派からもありましたが、全体の奉仕者として、これら県議会に寄せられた要望を真摯に受け止め、県議会議員として県内全体を視野に住民要求を聞き取ると同時に、地域代表として隅々まで地域の声を議会につなぎ、県政を前進させることは議員の責務であることを我々も深く自覚し負託に応える決意を申し上げて意見といたします。

### **(桐生委員長)**

次、民主さんどうぞ。

### **(近藤委員)**

それでは、昨年末に発表された国勢調査の確定値に基づき、神奈川県議会の議員一人当たりの人口の半数に満たない県内3選挙区の再編について、かながわ県民・民主フォーラム県議団として意見を申し上げます。

まず、基本的な考え方であります。神奈川県は全国的に見て人口が集中している自治体ではあるものの、県内では人口が減少する郡部と人口が増える都市部の二極化が進み、単に人口要件のみで選挙区を決めることは、従来の選挙区の形成ができなくなるとともに、地域代表としての県議会議員と住民との関係が希薄化し、今後、県との距離が広がり、郡部や人口減少の続く県域の住民の声が県政に届きにくくなることを懸念しております。

もとより憲法の原則である投票価値の平等性の確保については理解をしておりますが、そういう意味からも、単に人口要件のみで議員を配当するのではなく、より郡部、県域の議員を確保し、多様な県民意見をいかに県政に反映させていくのかが求められていると考えています。可能な限り、多様な地域の代表を選出できる選挙区の在り方に考慮し、合区などによる選挙区の変更については慎重に判断すべきです。

その考え方に基づいて、まず、三浦市について申し上げます。郡部、県域の議員を確保するという観点、また三浦市の発展の経緯からも、公職選挙法第271条の規定による特例選挙区を導入すべきと考えます。

次に、愛川町・清川村選挙区についてであります。これも現行法令でいえば強制合区やむない状況であり、苦渋の判断ではありますけれども、今までの行政運営であったり、様々な歴史的な背景からも、合区するのは、厚木市選挙区が妥当と考えるものであります。ただ、過去を振り返りますと、清川村は神奈川県の水がめ、水源地域として本県の発展に寄与してきたということ、また、過去には宮ヶ瀬ダム建設で多くの住民が移動したという経緯もあります。重ねてではありますけれども、清川村は全域が丹沢大山国定公園と県立丹沢大山自然公園に指定されており、全域が都市計画法の都市計画区域外であるなど、開発などにより人口誘導をしようにもなかなか制限のあるまちでもあります。愛川町・清川村選挙区についても、特例選挙区を導入できるような素地が整っておるとは考えておりますが、残念ながら現行法の適用には至りません。よって、愛川町・清川村選挙区については、厚木市選挙区と合区すべきと考えます。

次に、足柄下選挙区についてであります。県西地域の2市8町も人口減少が進んでおり、いかに郡部の議員を確保するのかということが問われています。るる先行会派からお話がありましたけれども、その郡部の議員をいかに確保するのかという観点に立ち、南足柄市・足柄上選挙区を分区し、足柄下選挙区と南足柄市を合区すべきと考えます。

最後に、単に人口要件のみで議員を配当するという現行法令では、多様な県民意見を県政に反映することは難しくなっていると考えております。国に対して、法律改正も含めた選挙区制度の見直しを求めていかねばならないということを申し上げ、我が会派の意見といたします。

以上です。

### **(桐生委員長)**

ただ今、各会派から御意見をいただいたところですが、これについて、何かありましたらどうぞ。

### **(米村委員)**

今まで、各会派の意見についてお伺いさせていただきました。今回、三浦市選挙区について、特例選挙区として導入するべきだとする意見が多かったというふうに思います。仮に、三浦市選挙区が特例選挙区になった場合に、選挙区間の人口較差が拡大することになると考えています。投票価値の平等の観点から問題がないのかという懸念がありま

すが、もし、裁判所等の判断基準等があれば伺いたいと思います。

**(政策調査課長)**

お尋ねの件でございますが、人口較差につきましては、客観的な基準というものはございません。

判例によりますと、投票価値の平等は憲法上の要請であるとされておりますが、公職選挙法第15条第8項は、この憲法の要請を受け、地方公共団体の議会の議員の定数配分につき、人口比例を最も重要かつ基本的な基準とし、各選挙人の投票価値が平等であることを強く要求しているものと解されてございます。

したがいまして、投票価値の不平等が、地方公共団体の議会において地域間の均衡を図るため通常考慮し得る諸般の要素をしんしゃくしてもなお、一般的に合理性を有するものとは考えられない程度に達しているときには、このような不平等は、もはや地方公共団体の議会の合理的裁量の限界を超えているものと推定され、これを正当化すべき特別の理由が示されない限り、公職選挙法第15条第8項違反と判断せざるを得ないものというふうに解されています。

一方で、判例の中には、その判断において、公職選挙法の定めからすれば、同じ定数1の選挙区でも、配当基数が0.5をわずかに上回る選挙区と、配当基数が1を大きく上回る選挙区があることとなりますが、この選挙区を比較した場合に選挙区間の人口較差が1対3を超える場合も生じ得ること、まして、特例選挙区を含めて比較したときには、人口較差が更に大きくなることは避けられない、としている判例もございます。

以上でございます。

**(桐生委員長)**

立民さん、どうですか。

**(米村委員)**

ありがとうございます。議会局から判例を紹介いただきました。色々おっしゃっていただきましたが、選挙区間の人口較差というものが1対3を超える場合が生じ得ること、また、特例選挙区を含めて比較したときには、人口較差が1対3から更に大きくなるということは、法律上もある程度は想定しているということであるというふうに理解させていただきました。委員長、ありがとうございました。

**(桐生委員長)**

ただ今、選挙区につきまして、各会派から様々な御意見をいただきましたが、今後、報告書の作成と提出に向けては、委員会としての結論を整理する必要があると考えます。

そこで、本日、皆様からいただいた御意見を正副委員長において整理し、次回の当委員会では正副委員長案としてお示ししたいと考えますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

**(大山委員)**

質問がございます。県政会さんからは、三浦市の特例は次の選挙に限るという御発言がありましたけれども、「当分の間」という定めがありますので、この「当分の間」というのをいつまでと考える、その一票の較差がこのままの人口推計だと拡大する一方で

あるので、私たちは特例を設けるべきではないという立場なのですけれども、特例にすべきとおっしゃる会派の皆さんが「当分の間」をどのように想定されているのか確認させていただきたいのが一点と、もう一点は、県西部も観光振興しなければならないし、人口減少対策もしなければならないという御発言が多々ありましたが、だから、なぜ、前回、南足柄市と足柄上を同じ選挙区にして、今度は足柄上に変えて、足柄下と南足柄市にするのかというところの合理的な説明がなされていないと思うのですが、その二点について伺いたいと思います。

#### **(相原委員)**

私の発言を、大山委員、若干誤解があるような気がいたします。

私が申し上げましたのは、来年の一般選挙に対する、うちの考え方を申し上げました。さらにその4年後は、そのときの議員の方々が真剣に考えてくださいと。私としては、それに拘束をするようなことはしたくないのだと。そのときの社会情勢によると思います。ですから、三浦市は、今回は特例選挙区で、次回はしないと、するとか、そこは一切言っておりません。そのときの皆さんの良心で御判断していただければ。是非そこだけは、誤解のないようお願いをいたします。

#### **(大山委員)**

私は、県政会さんがその意図でおっしゃったことは理解しています。特例を設けるのは今回で、その先はそのときの委員さんで検討すると承知しております。

#### **(藤井委員)**

滑舌が悪かったかと思いますが、私は、今回は特例選挙区ということで、先ほどのコメントのときに言いましたので、よろしく願いいたします。

#### **(大山委員)**

公明党さんからは、専門学校の開設があって人口が増えるのではないかという見通しがありましたけれども、専門学校の開設でこの人口推計を補えるほどの人口増が見込めるのかというのは甚だ疑問でありますし、地域代表を選ばなければ、その地域の振興に資することができないという前提に立っておられるのはどうかというふうに思います。

皆さんも、皆さんの選挙区だけではなく、県政全体のことを視野に入れて活動されておられると思いますので、三浦市だけ特例にすることの、国政選挙の判例とは違うとはいうものの、国政選挙では2倍を超えただけでも違憲状態だといわれている判例が出ていの中で、3倍にも及ぼうとする較差を温存したままの特例というのは合理性がないと、もう一言言わせていただきますのと、同時に、前回合区した南足柄市と足柄上を分けることの意味、県西の2市8町の隆盛を図る広域自治体の役割ということでは、南足柄市と足柄上の地元の議会からの要望に応じて、そのまま温存することも可能だと思うんですけれども、その行政圏や歴史的な経緯、議会からの声とは違う足柄下と南足柄市を合区にするという案のその理由が何なのか、ちょっと私には理解できませんでしたので、御確認させていただけるとありがたいと思います。

#### **(相原委員)**

それぞれの会派が真剣に考えた結果を述べたわけではありますが、私が先ほど申し上げたように、どの選択肢も法律に合致しているんです。相対的な差だと思うんです。必

要以上に違いを強調する必要もないですし、激しく会派間で対立をすることもないんだと思うんですね。先ほどの話からすると、自民党さん、公明党さん、民主さん、私ども県政は意見が一致しているわけでございます。共産党と立民さんは若干違うと。ですが、私はそれぞれ尊重したいなと思っております。先ほども言ったように、あくまでも相対的な差で、法律の範囲内の議論でありますから。先ほど委員長が言われたように、正副委員長案を今度示していただけるとのことなので、それを見た上で、次の議論をしたらよろしいのではないかと思います。是非、委員長におかれましては、また、副委員長におかれましては、自民党から含めて全会派の意見をしっかり受け止めていただいて、正副委員長案を丁寧に作っていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

**(大山委員)**

もとより、合法的な範囲内で判断しているというのはもちろんだと思うんですけれども、ただ会派に持ち帰るときにもですね、やはり合理的な理由が示されているのであれば、私たちももう一度自分たちの考えを見直さなければならないと思うんです。ですから、伺いたいということなんですが、御意見あれば。

**(栄居委員)**

我々の会派としても、会派の議論を経てこの場で意見を発表させていただきました。そういった中で、我々の考え方というのは、申し述べたというふうに思っておりますので、是非とも正副委員長案でまとめていただきたいと思います。

**(桐生委員長)**

共産党さん、それでよろしいでしょうか。

**(大山委員)**

他の方はここで追加の御説明はないということですね。承知しました。

**(桐生委員長)**

繰り返しますが、次回の当委員会で正副委員長案としてお示ししたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

**(桐生委員長)**

それでは、そのようにさせていただきます。

**(桐生委員長)**

次に、少数会派の意見聴取についてです。

このことにつきましては、前回の委員会で、文書により聴取することを御決定いただきました。

こちらにつきましては、現在、正副委員長において御意見をお伺いしているところであります。聴取の結果につきましては、次回、委員会の場で御提示させていただきますので、御了承願います。

本日、予定しておりました協議事項は、以上でございますが、この際、何かありまし

たらどうぞ。

(特になし)

**(桐生委員長)**

それでは、次回は、4月11日月曜日、議会運営委員会終了後に開催いたしますので、御出席のほど、よろしくお願いいたします。

これをもちまして、本日の委員会を閉会いたします。

誠に御苦勞様でした。

以 上